

(2) 受付意見の概要及び意見に対する考え方

該当箇所	意 見	意見に対する考え方
<p>-1-(4) 海洋環境 の保全</p>	<p>残された課題・新たな課題 漂着・漂流ゴミについて、海外に起因するものへの対応として、 近隣諸国との協力体制を検討し、<u>漂着ゴミの漂流予測手法等を 構築していく。</u> 今後の取組 海外からの我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて近隣諸 国との協力を推進し、<u>漂着ゴミの漂流予測手法の構築を進め る。</u> とあるが、漂着ゴミの漂流予測手法等の構築も大切ではあるが、漂 着・漂流ゴミ対策として重要な課題は、<u>発生源対策としての近隣諸国 等への具体的働きかけと、その処理費用を負担している沿岸自治体 への国の財政支援のあり方</u>であり、その点を課題及び今後の取組の <u>双方に明記すべき。</u> (下線は、意見書の内容をそのまま記載したものです。)</p> <p>今年春に、知床にて、原因不明の油が付着した海鳥の死骸が大 量に見つかった事件が報道された。『油、有害液体物質等、廃棄物 について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の 未然防止が図られてきている・・・』とあるが、本件については早急に 原因を特定するよう努力を望む。また、このようなことが繰り返されな いように、近隣諸国も含めた海洋汚染防止体制のより一層の強化を 期待する。</p>	<p>政府全体として、漂流漂着ゴミ問題への対応を検討するため、本年 4 月に関係省庁による局長級の対策会議が設置されました。 この対策会議では、 中長期的な課題として、国際的な対応も含めた発生源対策の検討を 行い、 漂流・漂着ゴミによる被害が著しい地域への対策を早期に実施できる ように検討し、当面の取りまとめを平成 18 年度末までに行うこととしてい ます。</p> <p>ご指摘の事案については、海鳥の死骸に付着している油が船舶の燃 料として使用されている C 重油であると推定されたことから、これまでも外 交ルートを通じて、オホーツク海付近を航行する船舶の燃料漏れ事故に ついてロシア等の関係当局に照会を行ったが、関連のある事故等につい ての情報は得られていません。今後も、関係国と協力して情報を収集し、 原因究明等に努めてまいります。</p>

該当箇所	意見	意見に対する考え方
<p>-3-(2) 閉鎖性水域における水環境の保全</p>	<p>総合的な評価のところに、「COD に係る環境基準の達成率は高い水準にあるとは言えず、その改善効果は十分でない」とある。しかし、次の項目の「残された課題」を見ても、COD に係る環境基準の改善については言及されていない。</p> <p>これは、水質を測る指標として COD だけでなく、現在、実態を反映した指標を検討している最中であるため言及されていないということか。現在、生活環境項目も見直しの最中であるかと思う。</p> <p>どういった指標が適切であるかどうか、検討結果をふまえ、私たちの目にも分かる対策を打ち出して欲しい。</p> <p>他の施策のシートと比べても ~ のバランスが全くありません。</p> <p>もう少し具体的に、及び はもっと簡潔に記載して統一的に記載すべきではないでしょうか。</p>	<p>閉鎖性水域も含め、水環境に関する目標・指標の検討については、施策番号 -3-(1)「水環境の保全」の中で包括的に記述しており、同施策の事後評価シートの中で、今後の取組として「水質汚濁に係る環境基準等の見直しの検討、水環境の健全性指標の検討等、水環境の目標に関し必要な調査検討を行う。」と記述しています。</p> <p>閉鎖性水域における水環境の保全については、「総合的な評価」は、各水域で共通するものであることから簡潔に記述していますが、「課題」及び「今後の取組」では、個別水域の特性を踏まえる必要があるため、より具体的に記述する現在の案が適切であると考えています。</p>
<p>-5-(5) 廃棄物の不法投棄の防止等</p>	<p>廃棄物の不適切な輸出の問題が6月30日に発表されていた。評価書では、「ワークショップの開催、事前相談窓口、現場対応の充実」が進展しているとあるが、本件を見ると進展しているのかどうかと考えると、国際的な資源循環を唱道するわが国が諸外国からさらなる信頼を得るためにも、本件のような事例が今後起こらないよう希望する。</p> <p>また、OECD 諸国への輸出や EU 加盟国の通過は、輸出するモノ・輸出目的によっては不適正とみなされることを考えると、バーゼル条約(法)以外の規制に関する情報収集の強化や現場対応者・事業者への周知徹底が一層求められるのではないかと。そうした体制面・運用面のさらなる充実を期待する。</p>	<p>ご指摘のとおり、不適切な輸出により、諸外国からの信頼を失うことがないように、各国との緊密な情報交換、地方環境事務所による現場対応の充実等により、不適正な輸出入の未然防止に万全を期すとともに、万が一にも不適正な輸出が発生してしまった場合には注意喚起を徹底し、再発防止につなげたいと考えております。</p> <p>また、各国の国内法による規制等バーゼル条約以外の規制につきましても引き続き情報収集し、環境省ホームページ等を通じて、周知に努めてまいります。</p>

該当箇所	意見	意見に対する考え方
<p>-5-(6) 浄化槽の整備によるし尿等の適正な処理の推進</p>	<p>総合的な評価の指標に、浄化槽の普及率が書かれているが、施策の目的からすれば、水質が良くなっていることが直接分かる数値を指標とする方が良いのではないかと。</p>	<p>公共用水域における水質の改善は、下水道等の污水处理施設の整備や、排水規制の推進等、総合的な施策の結果に基づくものであり、浄化槽整備のみに基づく統一的な指標をつくるのは困難と考えます。</p>
<p>-6-(1) 環境リスクの評価</p>	<p>「環境リスクを体系的に評価する」とはどういう意味でしょうか。もっと一般国民にわかる内容にしてもらいたい。</p>	<p>化学物質の環境リスク評価は、評価対象とする化学物質について、人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量(濃度)と反応(影響)の関係を整理する「有害性評価」、人及び生態系に対する化学物質の環境経由のばく露量(呼吸・飲食・皮膚接触などによりどれだけ化学物質に接したか)を見積もる「ばく露評価」を行い、両者の結果を比較することによってリスクの程度を判定するものです。</p> <p>具体的には、人の健康リスク評価は、化学物質の一般毒性(急性毒性、中・長期毒性)及び生殖・発生毒性等の非発がん影響と発がん性を対象として知見を整理し、評価に用いる指標を設定した上で、「有害性評価」を行い、また人が日常的に生活を送る場におけるばく露量について、安全側に立った評価の観点から高濃度側のデータを用いて「ばく露評価」を行い、両者の結果を比較することによってリスクの程度を判定しています。また、生態リスク評価は、藻類、甲殻類、魚類等に対する化学物質の生態毒性(急性毒性、慢性毒性)に関する知見を整理し、当該物質が環境中の生物に対して有害な影響を及ぼさないと予想される濃度を設定した上で、リスクの程度を評価しています。</p> <p>このような手法を用いて、環境リスク評価を体系的に行っているところです。</p>

該当箇所	意見	意見に対する考え方
<p>-7-(1) 生物多様性の確保に係る施策の総合的推進</p>	<p>で「目標達成に向け一定の進展があった」と記載されており、その前段階で「具体的な施策が着実に推進」とあるが、どのように推進され、進展につながったのかがわからない。</p> <p>課題では戦略の見直しを図ることだけしか課題がないのでしょうか。では「一層の取組の推進が必要」とあり、また世界的に生物多様性問題が取りざたされているときに、課題がこれだけでは寂しい。もっとやる気を持って欲しい。</p>	<p>例えば、具体的な取組として、外来生物の飼育規制については、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成 17 年 6 月施行)に基づき、アライグマ、オオクチバス等平成 18 年 3 月までに 80 種類の外来生物を特定外来生物として指定し、その飼養、栽培、保管又は運搬、輸入、譲渡等を原則禁止とする等、外来生物による生態系等への被害対策を実施しました。また、国立公園の特別保護地区等における動植物の放出については、自然公園法施行令を改正して許可を受けなければしてはならない行為として定めることにより、国立公園等の生態系の保全体制を強化しました。</p> <p>このような具体的な取組を実施することで、新・生物多様性国家戦略で取り上げられている課題について推進したと考えています。</p> <p>生物多様性国家戦略は概ね 5 年ごとに改定することとしており、前回策定から 4 年が経過したことから、新・生物多様性国家戦略の見直しの検討を行います。</p> <p>また個別の課題については、後述の施策番号 -7-(2)、(3)、(4)に記載されているとおりで、生物多様性国家戦略はこれらを総合的に推進するための枠組みとして位置づけられており、-7-(1)は全体的な枠組みとしての記述をまとめたものです。</p>
<p>-7-(5) 動物の愛護及び管理</p>	<p>この施策に該当するのかがどうか分からないが、最近、カミツキガメやワニガメが捕まったというニュースをよく聞く。このような元来日本にいない動物の管理はどのようにしているのか教えてほしい。</p>	<p>カミツキガメやワニガメ等の元来日本にいない動物は生態系等に係る被害や人への危害等を防止するため、外来生物法又は動物愛護管理法による許可を受けなければ飼養等することができないことになっています。また、飼養等している動物を遺棄又は野外に放つことはそれぞれの法律において禁止されています。</p>

該当箇所	意見	意見に対する考え方
<p>-8-(2) 開発途上 地域の環 境の保全 等に関す る国際協 力</p>	<p>欄に記載のある下二つ(人材育成や体制整備について)に対す る今後の取組はどのようにされるのでしょうか。 特に人材育成というのは難しい課題と考えます。</p>	<p>御指摘のとおり困難な課題であり、まずは JICA 研修や個別分野にお ける協力などの既存の枠組みを通じ、途上国における人材育成に資する 取組を行ってまいりたい。</p>
<p>-6 環境に配 慮した地域 づくりの支 援</p>	<p>「環境と経済の好循環のまちモデル事業」については、『一定の成 果が得られているが、未だ全国 20 箇所で行われているだけであるの で、対象地域数を拡充することにより、更に効果を高めていく必要が ある。』と評価されている。 しかしながら、平成 16 年度対象事業で選ばれたプロジェクトの中に は、その事業効果に疑問が呈されているものが含まれている。課題、 今後の取組にて、事業効果の評価を行っていくとあるが、個別プロジ ェクトの選定経緯や事業効果の評価については、今後どのように政 策評価に盛り込んでいくことになるのか。また、事業全体で得られた CO2 削減効果等にて、事業の成果を評価していくことはできないの か。</p>	<p>本モデル事業では、CO2 削減効果等の事業効果を、学識経験者等か らなる環境と経済の好循環のまちモデル事業選定評価委員会で評価す ることとしている。 今後、実際に設置された設備について、CO2 削減効果等の事業効果 を評価していくこととしており、その結果も踏まえて政策評価を行っていき たい。</p>

該当箇所	意見	意見に対する考え方
<p>-9-(4) 石綿健康被害救済対策</p>	<p>最近ニュースで暴露の認定申請をしている途中で患者が亡くなっていくというのを見た。本当に迅速に対応しているのでしょうか。とうていそのようには考えられませんが・・・</p>	<p>これまで独立行政法人環境再生保全機構(以下、機構という。)に提出された申請については、幅広い救済を図る観点から、必要書類がそろっていない場合でも受け付けた上で、機構が個別に必要な書類を取り寄せるという扱いをしているため、医学的判定を要するものについての環境大臣に対する医学的判定の申出までに時間を要しています。</p> <p>また、医学的判定のための審査の結果、多くの申請事案について十分な医学的資料が整っていないことから、資料の再提出を求められる案件も多く見られる状況であります。</p> <p>今後、機構における事務処理が軌道に乗れば、機構から環境大臣への判定の申出件数も増加すると考えられます。また、平成 18 年 6 月 6 日には、申請者が医学的資料を提出するに当たって医療機関や医療関係者が留意すべき事項が取りまとめられ、現在機構において周知を図っているところですので、今後、医学的判定も円滑に進むと考えます。</p> <p>環境省としては、併せて、審議会における審査回数を増加すること等も含め、より一層迅速な審査に努めていく考えであります。</p>